

認定こども園金町幼稚園
運営規程

第1条 (目的及び運営の方針)

1. 当園は、幼稚園として学校教育法第22条及び23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長する事を目的とするとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を行うことを目的とする。
2. 当園は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

第2条 (提供する教育・保育の内容)

当園は、教育基本法、学校教育法、認定こども園法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

第3条 (職員の職種、員数及び職務内容)

1. 当園は次の職員を置く
 - (1) 園長 1名
園全体の職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
 - (2) 施設長 1名
保育部分に関し、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
 - (3) 副園長 1名
園長の補佐を行い、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
 - (4) 主任教諭 1名
地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、保育内容について、他の教諭を統括する。
 - (5) 教諭 10名以上
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
 - (6) 事務職員 1名
事務処理全般に従事するとともに、家庭連絡等の業務を行う。
 - (7) 園医 1名
当園の健康診断、疾病の予防処置等に従事する。園の環境衛生の維持及び改善に関し、園薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行う。

(8) 園歯科医 1 名

当園の健康診断のうち歯の検査、疾病の予防処置のうち齲蝕その他の歯疾の予防処置等に従事する。

(9) 園薬剤師 1 名

当園において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言等を行う。

(10) 栄養士 1 名

園児の発達段階に応じた献立を作成するなどの、栄養指導及び管理を行う。

第 4 条 (学期)

1 年を次の 3 保育期に分ける。

第 1 保育期 4 月 1 日から 8 月 31 日、

第 2 保育期 9 月 1 日から 12 月 31 日、

第 3 保育期 1 月 1 日から 3 月 31 日迄

第 5 条 (教育・保育の提供を行う日)

本園における教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。また、休業日は次のとおりとする。

(1) 保育時間の認定を受けた園児

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで
その他、園長が必要と定めた日

(2) 教育標準時間の認定を受けた園児

休業日は園則第 8 条に定める通りとする。

第 6 条 (教育・保育の提供を行う時間)

始業及び終業時刻は次の通りとする。

(1) 保育時間の認定を受けた園児

開所時間 午前 7 時から午後 7 時まで

保育時間 標準時間 午前 8 時から午後 7 時まで

短時間 午前 8 時から午後 4 時まで

延長保育 午前 7 時から午前 8 時まで

午後 4 時から午後 7 時まで

(2) 教育標準時間の認定を受けた園児

始業及び就業時刻は園則第 9 条に定める通りとする。

第7条 (利用者負担及びその他費用徴収に関すること)

(1) 保育時間の認定を受けた園児

①基本保育料は1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児は住民税により区が定める。

②特定負担額は以下のとおりとする。

(ア) 教材費は年額12,000円とし、年度初頭1回4月に納入するものとする。

また行事費は年額12,000円とし、年度初頭1回4月に納入するものとする。(1歳児・2歳児はいずれも6,000円とする)

(イ) 冷暖房費は7月に一年分として6,500円を一括して納入するものとする。

(ウ) 施設整備費を2,000円、寝具代を1,000円として毎月納入しなければならない。

(エ) 在籍者は出席の有無に拘らず毎月10日までに園指定の金融機関にその月分の保育料等を振り込むものとする。3ヶ月以上保育料を滞納した者は退園処分とすることができる。

(2) 教育標準時間の認定を受けた園児

保育料、および特定負担額、実費については園則第19条に定める通りとする。

第8条 (入園料等)

(1) 保育時間の認定を受けた園児

3歳に進級する園児及び3歳から入園する園児は、入園料50,000円とし入園の際納入しなければならない。

選抜料は5,000円とし入園申込の際納入しなければならない。

(2) 教育標準時間の認定を受けた園児

入園料、選抜料は園則第21条に定める通りとする。

第9条 (保育料等の返還)

既納の保育料、入園料は原則として返還しない。

第10条 (利用定員)

この認定こども園の利用定員は、下記の表のとおりとする。

年次	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号児	—	—	15名	18名	27名	60名
2号児	—	—	15名	15名	15名	45名
3号児	6名	15名	—	—	—	21名

第11条 (利用の開始に関する事項)

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児

本園は入園選考により内定を受けた保護者が市区町村から支給認定を受けた時に、当園と保護者との間で入園契約を行うものとする。その後、当園が定める日より教育の提供を開始するものとする。

なお、利用定員を上回る申込みがあった場合は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第6条第2項により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。(選考の方法の他入園に必要な手続きは毎年度、募集要項を定めて明示する。)

(2) 保育時間の認定を受けた園児

本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について区が行う利用の調整及び要請に対し、葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第2条により、できる限り協力する。

第12条 (利用の終了に関する事項)

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 利用児童の保護者から休園または退園の申し出があったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- (4) 再三の督促にも関わらず累計3ヶ月以上利用者負担額の支払いを滞納したとき。

第13条 (緊急時における対応方法及び非常災害対策)

本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

本園は学校保健安全法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第 32 条に従って、葛飾区、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

第 1 4 条 （虐待の防止のための措置）

本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附 則

- 1 この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この運営規程実施に必要な細則は園長が別に定める。